一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、岐阜県大野郡白川村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和51年白川村条例第15号)に基づき、世界遺産に登録された白川村荻町伝統的建造物群保存地区(以下「世界遺産集落」という。)とそれらをとりまく地域の環境を保全するとともに、住民の生活環境を向上させることにより、世界遺産集落の価値を永く後世に継承し、もってわが国の文化の向上と白川村の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 世界遺産集落の保存のための調査、研究、指導、援助及び普及に関する事業
 - (2) 世界遺産集落をとりまく地域の環境を保全するための調査、研究、指導、 援助及び普及に関する事業
 - (3) 世界遺産集落に関する保護思想及び知識の向上に関する事業
 - (4) 世界遺産集落とその周辺地域の振興発展を促進する事業
 - (5) 白川村の公共施設等の指定管理受託に関する事業
 - (6) 文化財建造物の修理のための設計監理受託事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え 置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の 書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定 時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4 号までの書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

- 第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員はこの法人または子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。 (評議員の任期)
- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利 義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第12条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。 この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3箇月以内に開催するほか、 必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、理事長とする。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の 決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定め る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に 定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから議長の指名により定める2名 が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とすることができる。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法 律上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (**理事の職務及び権限**)
- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務 の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務 及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事 としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。 この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員の責任の軽減)

第27条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第30条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した 書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第197条において準用する同法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は理事が、同項第4号後段による場合は監事が理事 会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面を もって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発し なければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。) は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を 通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告については、適用しない。 (議事録)
- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失による法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の配分をすることができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第42条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第43条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他のやむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない 場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、 理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、成原 茂、副理事長は倉 嘉宏とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高桑 徹司

森下 宏記

大澤 信孝

和田 正人

佐藤 一弘

矢野 政幸

5 この定款は、平成29年4月1日から施行する。